

様式第 5 号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 〈教育実習（中・高）〉 4 年次 5 月～6 月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 〈教育実習（中・高）〉 中学校 4 週間（120 時間）または中学校 2 週間（60 時間）、高等学校 2 週間（60 時間）
③	実習校の確保の方法 大学が指定する中学校及び高等学校の受入実習生数に応じ、実習生・実習校と調整し、実習校の内諾を得る。 実質の動きは以下になる。 ・2 年次（10 月）：広島市中学校校長会、高等学校校長会と教育実習に関するスケジュール等を打ち合わせる。 ・3 年次（5 月）：次年度の実習生数を広島市教育委員会に連絡し、配属数の調整を依頼する。 ・3 年次（8 月）：広島市教育委員会より次年度の学校別受入数の回答を得る。 ・3 年次（11 月）：学生を対象とした教育実習説明会を開催し、「教育実習履修届」を提出させる。 学校別受入数に基づき学校別の配属学生を調整した上で、配属先の中学校長及び高等学校長に依頼を行い、内諾を得る。 ・3 年次（12 月）：学生に配属先を通知する。4 年次生の教育実習事後指導に参加させ、各自が教育実習までに準備することや配属校の状況等を掌握させる。以降 3 月頃までに実習校を訪問させ、面談・打ち合わせを行わせる。（教育実習を辞退する場合は、辞退届を速やかに提出させる。） ・4 年次（4 月～5 月）：教育実習事前指導を実施する。 ・4 年次（4 月～5 月）：学生が実習校を訪問し、配属学校のクラス担当者・教科担当者等との打ち合わせを行う。 ・4 年次（5 月～6 月）：教育実習（中学校または高等学校）を実施する。 ・4 年次（7 月）：教育実習事後指導を実施する。
④	実習内容 ＜教育実習＞ 1)授業参観（35）時間 2)授業実習（26）時間 3)研究授業（26）時間 4)教材および指導法の研究（15）時間 5)学級経営のあり方（6）時間 6)放課後の研究指導（6）時間 7)行事等教育活動への参加（6）時間

⑤ 実習生に対する指導の方法

教育実習担当教員の指導の下に専任教員 16 名が、実習期間中に実習校を巡回し、中学校及び高等学校の担当指導教諭との打ち合わせを経て、指導を行う。(専任教員 1 人あたり学生 5 名程度を担当し、巡回指導する。)

⑥ 実習の成績評価 (評価の基準及び方法)

<教育実習>

実習校からの評価 (50%) と教育実習担当教員による実習録の評価 (40%) および実習報告会 (10%) を合算した総合評価 (100%) で行う。

<評価の視点>

- ・授業や生徒を観察し、教師の授業方法や生徒とのかかわり方等、的確な記録ができた。
- ・授業中や休み時間等において生徒と適切なかかわりができた。
- ・教材研究と生徒の理解に基づき、年齢発達段階や学習経験等に応じた学習指導案を作成することができた。
- ・学習指導案の展開をふまえて授業を実施し、指導を振り返り、適切に評価・改善することができた。
- ・中学校や高等学校における学級運営や特別活動のあり方を理解することができた。
- ・中学校や高等学校のさまざまな教育活動に積極的に参加することができた。

2 事前及び事後の指導の内容等

① 時期及び時間数

<教育実習>

対象科目：「教育実習事前事後指導 (中・高)」

開講時期：4 年次前期

時間数：事前指導 (24 時間) 事後指導 (6 時間)

② 内容 (具体的な指導項目)

<教育実習>

<事前指導>

- ・中学校及び高等学校における教育実習の意義と目的
- ・教育職員としての心構え、倫理観、個人情報の取り扱い
- ・社会人としてのマナー
- ・中学校及び高等学校教育実習の全体的な流れ
- ・教育実習にあたっての基本的留意事項
- ・中学校及び高等学校の教育課程と年間指導計画
- ・中学校及び高等学校の組織 (校務分掌等)
- ・教材研究と学習指導案作成の留意事項
- ・中学校及び高等学校の学級運営や特別活動のあり方

<事後指導>

- ・教育実習報告会をとおしての振り返りと学びの整理
- ・教育実習担当教員による講評と中学校及び高等学校教諭となるための今後の課題等の講義

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

※ 委員会等は、初等教育実習Ⅰ（幼稚園）、初等教育実習Ⅱ（小学校）、特別支援学校教育実習、教育実習（中・高）と共に、共通の委員会等組織で運営することとする。委員会等の詳細は、以下の通りである。

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

- ・ 委員会等の名称：実習委員会、教務委員会
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
 - 子ども教育学科実習委員会（委員長 1 名、委員 7 名）
 - 子ども教育学科教務委員会（委員長 1 名、委員 6 名）

・ 委員会等の運営方法

学生の実習を円滑に進めるために、大学内に「実習委員会」を設置し、学生の実習に関わる諸問題について「教務委員会」や「学科教員会議」と連携しながら定期的に協議し、学生の実習指導を行う。また実習先との窓口は、実習担当指導教員および実習委員会が担う。それぞれの組織の役割と関係は、次に示すとおりである。

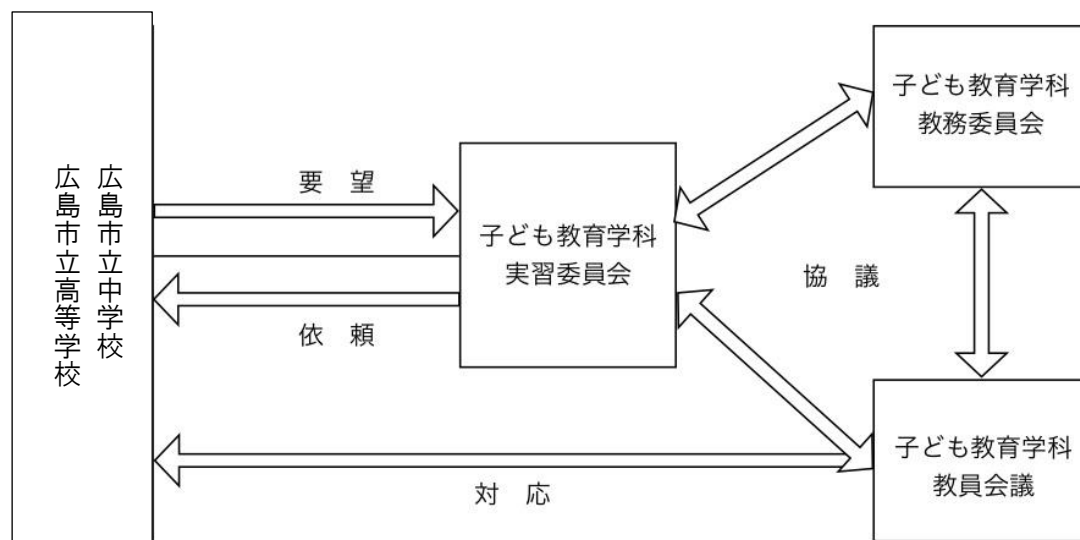
<学科教員会議>

子ども教育学科として実習に関する基本的方針を決定する。また、実習受け入れ施設からの要望や苦情に対応する。

<実習委員会>

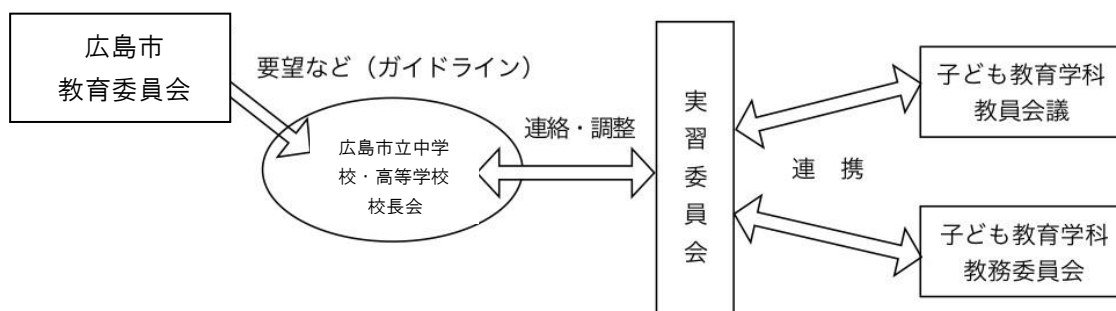
実習計画を調整し、実習指導の方法について定期的に協議し、改善を図る。苦情やトラブル等については、学科教員会議、教務委員会と連携し、協議して解決を図る。

【委員会の組織図】

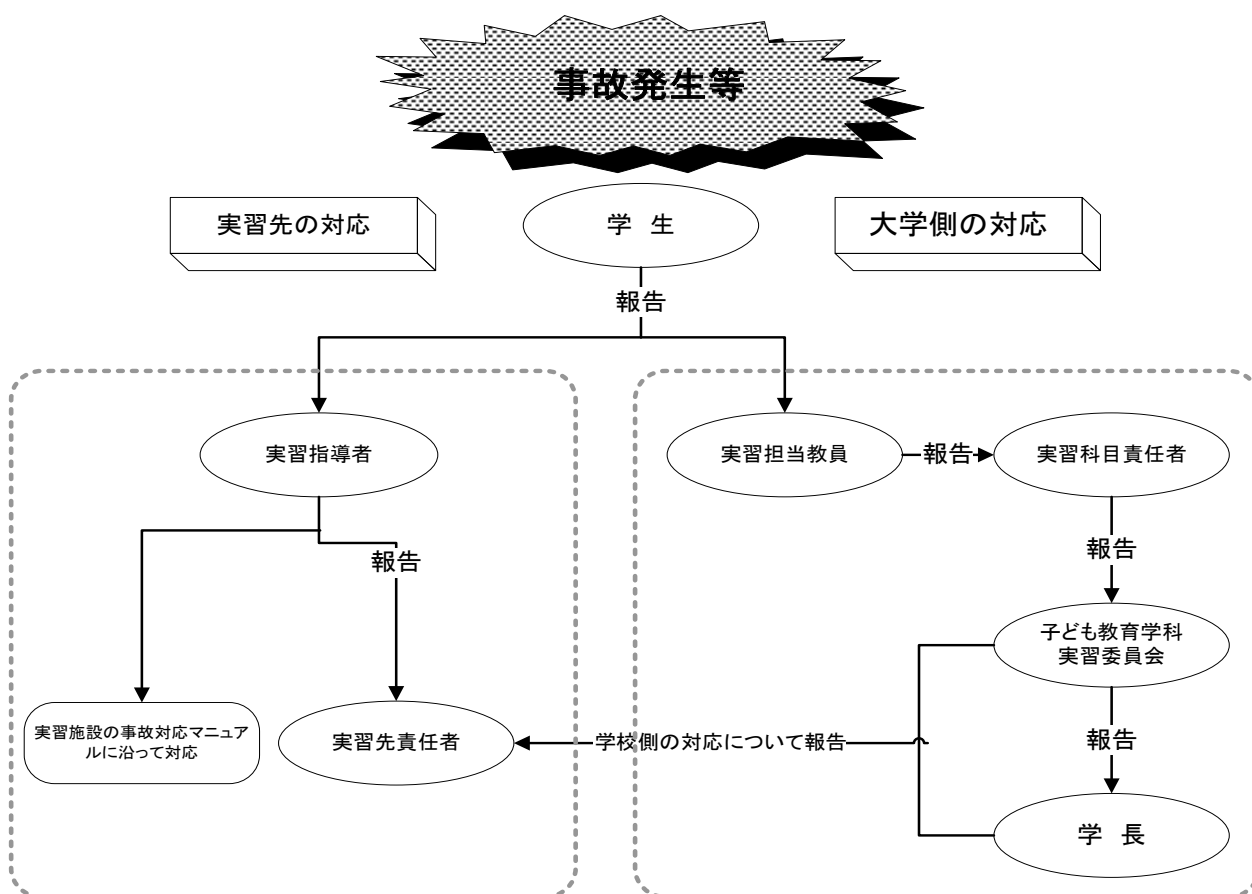


- ② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等
- 委員会等の名称：子ども教育学科実習委員会
広島市教育委員会、広島市中学校校長会と連携をとりながら、実習委員会が実習校と連絡調整を行う。
 - 委員会等の構成員（役職・人数など）：子ども教育学科実習委員会（委員長1名、委員7名）
 - 委員会等の運営方法：
学生の実習を円滑に進めるために、広島市教育委員会や広島市中学校校長会と連携しながら、学生の実習に関わる諸問題について「子ども教育学科実習委員会」を経て「子ども教育学科教員会議」、「子ども教育学科教務委員会」と連携しながら定期的に協議し、学生の実習指導を行う。

【委員会の組織図】



【危機管理に関する連絡経路表】



4 教育実習の受講資格

<特別支援教育実習>

- * 教育実習事前指導（中・高）を履修していること。
- * 3 年次後期までに開講されている下記の保健体育科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目のうち、9 割以上の単位を履修済みであること。

・教育の原理	2 単位	1 年次前期開講
・教育心理学	2 単位	1 年次前期開講
・特別支援教育	2 単位	1 年次前期開講
・教職入門	2 単位	1 年次後期開講
・教育行政学	2 単位	2 年次前期開講
・特別活動指導法	2 単位	2 年次前期開講
・保健体育科教育論Ⅰ	2 単位	2 年次前期開講
・教育方法論（小・中・高）	2 単位	2 年次後期開講
・ICT 活用の理論と実践	1 単位	2 年次後期開講
・保健体育科教育論Ⅱ	2 単位	2 年次後期開講
・教育課程論（小・中・高）	2 単位	3 年次前期開講
・生徒・進路指導論	2 単位	3 年次前期開講
・教育相談	2 単位	3 年次前期開講
・道徳教育指導法 ※中免のみ	2 単位	3 年次前期開講
・保健体育科指導法Ⅰ	2 単位	3 年次前期開講
・総合的な学習の時間指導法	2 単位	3 年次後期開講
・保健体育科指導法Ⅱ	2 単位	3 年次後期開講
- * 3 年次後期までに開講されている下記の保健体育科に関する専門的事項に関する科目のうち、9 割以上の単位を履修済みであること。

・教育方法学・実習（体づくり運動・集団行動）	1 単位	1 年次前期開講
・教育方法学・実習（陸上）	1 単位	1 年次後期開講
・教育方法学・実習（ダンス）	1 単位	1 年次後期開講
・教育方法学・実習（バスケットボール）	1 単位	1 年次後期開講
・教育方法学・実習（アダプテッド・スポーツ）	1 単位	1 年次後期開講
・スポーツ運動学	1 単位	1 年次後期開講
・スポーツ倫理・原理（含スポーツ法）	1 単位	1 年次後期開講
・教育方法学・実習（バレーボール）	1 単位	2 年次前期開講
・教育方法学・実習（水泳）	1 単位	2 年次前期開講
・スポーツ社会学	1 単位	2 年次前期開講
・運動生理学	1 単位	2 年次前期開講
・教育方法学・実習（柔道）	1 単位	2 年次後期開講
・スポーツ史	1 単位	2 年次後期開講
・教育方法学・実習（ソフトボール）	1 単位	3 年次前期開講
・教育方法学・実習（器械運動）	1 単位	3 年次前期開講
・スポーツ心理学	1 単位	3 年次前期開講

5 実習校			
教育 実習	体験 活動	学級数の合計	中学校 822 学級、高等学校 146 学級
○	×	教育委員会	広島市教育委員会 中学校：63 校 高等学校：8 校

広島市教指二第263号

令和5年3月10日

広島都市学園大学

学部長 林 俊雄 様

広島市教育長 糸山 隆

(学校教育部指導第二課)

広島都市学園大学教育実習の承諾について(回答)

令和5年3月吉日付けで依頼のありました標記の件について、別紙のとおり承諾しますので、よろしくお取り計らいください。

担当:伊木指導主事

(082) 504-2487

承 諾 書

広島都市学園大学 子ども教育学部 子ども教育学科 の教育実習校として、
令和6年4月1日より広島市教育委員会所管の中学校63校，高等学校8校
を使用することを承諾します。

令和5年3月10日

開設者又は長の職名・氏名

糸 山 隆



学 校 法 人 古 沢 学 園

理 事 長 古 澤 宰 治 殿